

24監査公表第14号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成24年8月16日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年9月20日

福岡市監査委員 南 原 茂
 同 梶 木 義 博
 同 石 井 幸 充
 同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

- 23監査公表第2号（平成23年2月7日付 福岡市公報第5801号 公表）分・・・4件
- 23監査公表第4号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号 公表）分・・・1件
- 23監査公表第13号（平成23年9月8日付 福岡市公報第5859号 公表）分・・・3件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

23監査公表第2号（平成23年2月7日付 福岡市公報第5801号 公表）分
 （事務監査）

1 局別監査

(1) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(イ) 福岡市立学校給食運営業務の委託契約について適正な指導監督を求めるもの</p> <p>福岡市は財団法人福岡市学校給食公社と「福岡市立学校給食運営業務の一部委託契約」を締結し、福岡市立学校給食センター等における学校給食の調理業務等を委託し、同公社の支出総額から雑収入等を控除した金額を業務委託料としている。しかしながら、同公社の職員給与及び病気休暇の取扱いについて次のような不適切な取扱いが認められた。</p> <p>市民の税金で賄われている業務委</p>	<p>手当等の労働条件の見直しについて、給食公社と労働組合との間で労使交渉が行われ、平成24年1月31日付で合意に至った。</p> <p>このため、調理員に対して8月休業日を7月に振り替えて休業日とし、8月において出勤日と定めた日について日割で支給していた通勤手当については、平成24年度から例月の通勤手当を定期券により認定されている者を除き廃止された。((財)福岡市学校給食公社中期経営計画に明記)</p>

<p>託料が増加することとなっているため、適正な事務処理を行うよう指導監督を徹底されたい。</p> <p>(健康教育課)</p> <p>a 同公社調理員については8月を休業日と定め給料月額の8割を支給しており、8月の休業日のうち5日間を7月に振替えて休業日とし、8月において出勤日と定めた5日間について通勤手当を日割で支給していたが、7月分の通勤手当については月額で支給し、減額を行っておらず二重払いとなっていた。</p>	
<p>b 手当とは特別の業務に従事するなど、基本給に含めて支給することが不相当である場合に支給されるべきものであるが、同公社調理員に適用する給料表を定めているにもかかわらず、調理員が行う本来業務について、業務手当を日額で支給していた。また、調理業務に従事しない職場研修についても業務手当の支給対象としていた。</p>	<p>手当等の労働条件の見直しについて、給食公社と労働組合との間で労使交渉が行われ、平成24年1月31日付で合意に至った。</p> <p>このことを踏まえ、平成24年3月27日に開催された理事会において同公社職員給与規程の一部が改正され、業務手当の見直しが行われた(平成24年度からの3か年で段階的に廃止)。</p>
<p>c 同公社給与規程において、調理員に適用する給料表(1~3級)を等級別に定めているにもかかわらず、もっぱら調理に従事する職員である業務係長、総括調理主任及び調理主任について、調理員以外の職員給料表を適用し、さらに本来業務である調理業務について、職務手当(係長43,200円/月、総括主任又は主任32,500円/月)を月額で支給していた。また、調理業務に従事しない8月分の職務手当を支給していた。</p>	<p>手当等の労働条件の見直しについて、給食公社と労働組合との間で労使交渉が行われ、平成24年1月31日付で合意に至った。</p> <p>このことを踏まえ、平成24年3月27日に開催された理事会において同公社職員給与規程の一部が改正され、職務手当の見直しが行われた(平成24年度からの3か年で段階的に廃止)。</p>
<p>d 賞与については市の期末・勤勉手</p>	<p>手当等の労働条件の見直しについて、給</p>

<p>当の支給率を参考に額を決定しているにもかかわらず、同公社就業規則において90日を超えない範囲で与えることができるとされている病気休暇の取得日数に応じて、賞与を減額していなかった。</p>	<p>食公社と労働組合との間で労使交渉が行われ、平成24年1月31日付で合意に至った。</p> <p>このため、勤務成績判定期間において、病気休暇により勤務しなかった期間が31日以上の場合には、その全期間の1/2を減額することとされた（1日未満の端数は切り捨てる。）。((財)福岡市学校給食公社中期経営計画に明記)</p>
--	---

23監査公表第4号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号 公表）分
（事務監査）

1 局別監査

(1) 東区役所

監査の結果	措置の状況
<p>福祉電話の通話料等の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>身体障がい者福祉電話については、「福岡市身体障がい者福祉電話等貸与・電話相談事業実施要綱」に基づき、本市が機器の無償貸与を行い、当該料金を一旦通信業者に支払った後、利用者負担分を利用者に請求することとしている。しかしながら、通話料等の徴収事務において、次のような事例が見受けられ、不適切なものとなっていた。</p> <p>身体障がい者福祉電話の通話料等の徴収に当たっては、公平な受益者負担の原則からも関係法令等に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p style="text-align: center;">(福祉・介護保険課)</p> <p>(イ) 今回調査を行った平成15年度以降、長期にわたって滞納しているものがあった。</p>	<p>長期滞納者に対しては電話等により通話料の納入について催告を行った。 (1件1,096円納付済)</p>

（事務監査）

1 局別監査

(1) 財政局

監査の結果	措置の状況
<p>(イ) 委託料の支出について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの(出資団体関連)</p> <p>財団法人福岡市施設整備公社に委託している平成21年度「市有建築物等の保全業務等委託契約」において、同公社は委託料の概算払を受け、施工業者に工事を発注しており、工事代金は工事完了後すみやかに施工業者に支払い、出納閉鎖期間内に精算を行わなければならない。しかしながら、同契約に係る「福岡市立障がい者スポーツセンターエレベーター戸閉安全装置取替工事」について、同公社において、台帳管理システムへのデータ入力を失念したことから工事の完了が把握されず、施工業者に工事代金が年度内に支払われていなかった。その結果、当該工事代金分が支払われないうまま同公社との精算を行ったため、平成21年度に同公社に支払うべき委託料について平成22年度予算で支払いを行う過年度支出が発生していた。</p> <p>今後、委託料の支出に当たっては、適正な事務処理を行うよう同公社を指導するとともに、再発防止のため当該課におけるチェック体制を整備されたい。</p> <p>(アセットマネジメント推進課)</p>	<p>財団法人福岡市施設整備公社における委託料の支出については、再発防止の具体策について協議し、今後適切な事務処理を行うよう指導を行った。</p> <p>また、アセットマネジメント推進課におけるチェック体制については、福岡市保全情報システム(※市有施設の保全を適切に行うために活用しているデータベースシステム)において、各施設管理者が行っている公社への工事依頼状況を、アセットマネジメント推進課が確認できる機能を追加することとした。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 環境局

監査の結果	措置の状況
<p>(イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの</p> <p>業務内容の明示を適正に行うべきもの</p> <p>(A) 西部資源化センター運転業務委託 (契約金額 1 億 3,255 万 8,300 円)</p> <p>本委託は、西部資源化センターの破碎選別等の運転業務及び保守点検整備である。</p> <p>設計において、時間外手当等(通常業務・年末対策)が計上されているが、そのうち通常業務に係る時間外手当の業務内容が契約図書に明示されていなかった。</p> <p>また、時間外手当の業務内容及び時間数が把握されていなかった。</p> <p>時間外手当に係る実態を把握するとともに、その必要性を明確にし、業務委託の適正化を図りたい。</p> <p>(西部工場)</p>	<p>時間外手当については、運転業務積算要領等を改め、時間外業務の必要性及び業務内容を規定し、契約図書へ明示するとともに、業務内容及び時間数の把握を行うこととした。</p>
<p>(B) 臨海工場焼却炉，ボイラー・タービン等運転業務委託 (契約金額 2 億 9,295 万円)</p> <p>本委託は、臨海工場の焼却炉，ボイラー及びタービン等の運転及び清掃業務である。</p> <p>設計において、時間外手当等(通常業務・年末対策)が計上されているが、そのうち通常業務に係る時間外手当</p>	<p>時間外手当については、運転業務積算要領等を改め、時間外業務の必要性及び業務内容を規定し、契約図書へ明示するとともに、業務内容及び時間数の把握を行うこととした。</p>

の業務内容が契約図書に明示されていなかった。また、時間外手当の業務内容及び時間数が把握されていなかった。

時間外手当に係る実態を把握するとともに、その必要性を明確にし、業務委託の適正化を図られたい。

(臨海工場)